

5 愛知県行政改革推進本部設置要綱

	昭和60年6月1日
改正	昭和62年10月12日
改正	平成元年4月1日
改正	平成3年4月1日
改正	平成7年4月1日
改正	平成10年4月1日
改正	平成10年12月21日
改正	平成11年4月1日
改正	平成11年8月4日
改正	平成12年4月1日
改正	平成13年4月1日

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、愛知県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、行政改革に係る重要事項を決定し、推進する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
3 本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会及び作業部会)

第6条 本部に行政改革に係る課題について整理検討させるため、幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び臨時幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者又は課題に応じて本部長が別に指定する者をもって充てる。
3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて議題に関係する幹事及び臨時幹事を招集し、幹事長が座長となる。
4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
5 幹事会に行政改革に係る課題に応じて、資料の整理など必要な作業をさせるため、幹事及び臨時幹事の下部職員で構成する作業部会を置く。
6 作業部会は、幹事長の指示のもと必要な作業を行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

別表第 1

本 部 員	出 納 部	長
總 務 部 理 事 (職 員 担 当)	長	
企 画 振 興 部	長	
民 生 活 部	長	
環 境 部	長	
健 康 福 祉 部 理 事 (健 康 担 当)	長	
健 康 福 祉 部 理 事 (健 康 担 当)	長	
産 業 勞 働 部 理 事 (勞 働 担 当)	長	
産 業 勞 働 部 理 事 (勞 働 担 当)	長	
農 林 水 産 部 理 事 (農 地 林 務 担 当)	長	
農 林 水 産 部 理 事 (農 地 林 務 担 当)	長	
建 設 部 理 事 (建 築 担 当)	長	
建 設 部 理 事 (建 築 担 当)	長	
国 際 博 推 進 局	長	
尾 張 納 事 務 所	長	
出 企 議 會 事 務 局	長	
教 育 本 部	長	
警 察 委 員 會 事 務 局	長	
監 査 委 員 會 事 務 局	長	
人 事 委 員 會 事 務 局	長	
地 方 勞 働 委 員 會 事 務 局	長	

別表第 2

幹 事 長	總 務 部 次 長	長
副 幹 事 長	總 務 部 總 務 課 主 幹 (合 理 化)	長
幹	總 務 部 總 務 課 人 事 課	長
	總 務 部 財 政 課	長
	總 務 部 市 町 村 課	長
	企 画 振 興 部 企 画 課	長
	民 生 活 部 民 生 課	長
	環 境 部 環 境 政 策 課	長
	健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 總 務 課	長
	産 業 勞 働 部 産 業 勞 働 總 務 課	長
	農 林 水 産 部 農 林 總 務 課	長
	建 設 部 建 設 總 務 課	長
	国 際 博 推 進 局 總 務 課	長
	尾 張 納 事 務 局 總 務 課	長
	出 企 議 會 事 務 局 管 理 部 總 務 課	長
	教 育 委 員 會 事 務 局 管 理 部 總 務 課	長
	警 察 本 部 警 務 部 警 務 課	長
	監 査 委 員 會 事 務 局 監 査 第 一 課	長
	人 事 委 員 會 事 務 局 職 員 課	長
	地 方 勞 働 委 員 會 事 務 局 總 務 調 整 課	長
臨 時 幹 事	議 題 に 関 係 す る 課 室 等 の 長	